

別記様式第3号（第6条関係）

会 議 記 録

次のとおり附属機関等の会議を開催したので報告します。

附属機関等名称	第9回近江八幡市空家等対策審議会		
開催日時	令和8年3月4日(水) 10時10分から11時55分まで		
開催場所	近江八幡市役所 本庁舎4階 第2委員会室		
出席者 ※会長◎ 副会長○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近江八幡市空家等対策審議会委員</li> <li>◎横山俊祐、井上えり子、中睦、村田美穂子、井上善一、川上優、矢場義章</li> <li>・ 事務局</li> <li>小林良孝、谷川誠、青山雄磨、中村祐士</li> <li>・ 関係者（地域おこし協力隊）</li> <li>渋江正利</li> </ul>		
次回開催予定	未定		
問い合わせ先	所属名 都市整備部住宅施策推進室 担当者名 青山・中村 電話番号 0748-36-5787 メールアドレス 011219@city.omihachiman.lg.jp		
会議記録	発言記録・	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">要約</span>	要約した理由 発言内容の趣旨を明確にするため
発言者  事務局    小林部長   事務局	<p>ただいまより第9回近江八幡市空家等対策審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして都市整備部長の小林から挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>都市整備部長挨拶</u></b></p> <p>それでは、本審議会は、近江八幡市空家等対策の推進に関</p>		

会長	<p>する条例第10条の規定に基づき設置するものであり、建築関係、法律関係、福祉関係、不動産関係、自治会関係と幅広い分野の方に委員となっただき、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置その他空家等に関する対策について必要な事項を調査し、及び審議を行っていただいております。</p> <p>ここで、委員をおよび事務局の紹介をさせていただくところではありますが、前回から変更がございませんので、今回は省略させていただきます。</p> <p>また、G委員につきましては、都合により本日欠席というご連絡を事前に頂いておりますので、ご報告致します。</p> <p>本空家等対策審議会の会議の成立についてであります、委員定数8名の内、7名の出席をいただいております、出席者が委員の過半数を超えておりますことから、審議会規則第4条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、この会議については、審議会規則第4条第6項の規定により原則公開としますが、個人情報を含む内容など、協議の内容によっては審議会に諮った上で、非公開とさせていただきます。</p> <p>また、本日は、会議の傍聴に関する取扱要綱に基づき傍聴人を4名まで認め、会議の公開に関する取扱要綱に基づき審議速報及び会議記録を後日公開いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>では、これより次第に従いまして議事に入りたいと思います。近江八幡市空家等対策審議会規則4条に基づき、進行を会長にお願いいたします。</p> <p>本日は、早い時間からお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>先程の説明にもありましたが、近江八幡市も空家に対する</p>
----	--

	<p>対策室が出来上がり、地域おこし協力隊にも来ていただく等、体制が充実してきており、顕在化している問題についても、非常にスムーズに対応出来ていると思います。</p> <p>ただ、まだ潜在的な問題もあると思いますので、それらを含めて、これから空家をどうしていくのかについて、審議会でも議論を深めていきたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第にしたがって進行いたします。最初に、審議事項に入りたいと思います。</p> <p>ここで、議題(1)の管理不全空家等の判定については、特定の個人が識別される情報を含んでいますので、近江八幡市空家等対策審議会規則第4条第6項の規定に基づいて、非公開とすることを提案します。</p> <p>異議なし。</p>
各委員	
事務局	<p><b><u>議題(1) 管理不全空家等の判定について</u></b></p> <p>～ 資料に基づき説明 非公開情報 ～</p>
会長	<p>管理不全空家等の判定調査表（以下「調査票」という。）におけるチェック項目のうち、適正管理依頼通知に対する所有者の反応については、対応経過の記載内容と整合していないように見受けられます。</p>
事務局	<p>対応経過欄に記載している直近の対応につきましては、調査票作成後に記録したものであるため、調査票の内容に当該状況が反映されておりました。ご指摘いただきありがとうございます。なお、所有者の反応につきましては、対応経過欄に記載している内容が最新の情報となります。</p>

会長	<p>掲載写真については、証拠写真という意味合いを含まれることから、破損箇所等の要所についても撮影頂きたい。</p> <p>特に調査表のチェック項目に連動した箇所は掲載しておくことが望ましいと思います。</p>
事務局	<p>破損箇所の写真についても別途撮影しておりますが、資料には主に建物全体の状況が分かる写真を掲載しておりました。ご指摘いただきありがとうございます。</p>
会長	<p>建物の前面道路は市道でしょうか。</p>
事務局	<p>建物の前面道路は市道です。通学路には指定されていないものの、近隣住民が日常的に利用している道路です。</p>
A 委員	<p>現地の境界が明確でないように見受けられるが、空家所有者と隣接地所有者との関係性はどのようなものでしょうか。</p> <p>仮に土地の境界について隣接地所有者との間で争いがある場合、売却が困難になる可能性があると考えられるが、その点についてはどのような状況でしょうか。</p> <p>また、隣接地所有者と空家所有者との関係について、他に把握していることはあるでしょうか。</p>
事務局	<p>境界争い等については、近隣の方からも特にお話は伺っておりません。</p>
A 委員	<p>第三者への売却を目指しておられる様ですが、実際できたとして、例えば境界が明確でない場合、境目争い等で時間がかかることを懸念していますが、仲介業者を通して売りに出しているということは、ある程度境界については確定できているという理解で宜しいでしょうか。</p>

事務局	<p>おそらく、そうだと思います。仲介業者様のホームページにも公開されている情報ですが、そういった情報は重要事項説明の対象になってくる為、境界についての問題は無いと考えています。</p>
C 委員	<p>現実問題として屋根瓦が落ちており、通学路等ではないとはいえ、今後道路側にも瓦が落ちてくる可能性があります。建物全体を見ても危険性は高いと思う。</p>
会長	<p>そうですね。危険性は高いと思います。</p>
B 委員	<p>他自治体の委員会の感覚で見れば、特定空家ともとれる案件だと思います。中に雨漏りしている時点で、恐らく内部の崩壊が進んでおり、対応出来ない理由が資金面の問題であれば、売れない限り解決しない問題になってしまう。一旦管理不全空家等に指定するとしても、できる限り早い段階で特定空家等にすべき物件と思います。</p>
事務局	<p>特定空家等の判断につきましては、事務局においても検討を行いました。この後ご説明いたします他の特定空家等の状態との整合性についても踏まえ、慎重に検討した結果、今回は管理不全空家等として諮問させていただくことといたしました。</p>
会長	<p>将来的に問題が大きくなる可能性はあると考えられますが、現時点においては、傾きや崩落など明らかに倒壊の危険性が認められる状況には至っていないように見受けられます。</p> <p>そのため、特定空家等に近い状態ではあるものの、管理不</p>

B 委員	<p>全空家等として整理することが適当ではないかと思われ ます。</p> <p>参考として、後日、空家の中と外でどの程度差があるか がわかる資料を提供したいと思います。今後、当物件も同 様の状態になるかと思えます。</p>
会長	<p>B 委員がおっしゃったように、今後も対応が進まない 場合は、特定空家等に認定するという条件で、管理不全空 家等相当として判定し、必要な対応を早急に進めていた だくよう、所有者の方へお伝えいただければと思えます。 よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p><b>議題(2)特定空家等・管理不全空家等の対応経過について</b> ～ 資料に基づき説明 非公開情報 ～</p>
会長	<p>ありがとうございました。成果として一年間に特定空家 等と管理不全空家等が計5件解体されたということは、成 果として非常に喜ばしいことだと思います。当件について 、ご意見あるいはご質問があればお願いします。</p>
A 委員	<p>対応事例の内容についてですが、所有者に資力が無く、 親族からの支援で建物を解体した案件がありましたが、ど の様に話を進められたか教えて頂きたい。</p>
事務局	<p>今後、現在の所有者から相続される可能性があるご親 族に対し文書を送付し、連絡が取れた方に市から状況説 明を行いました。その後、所有者様とご親族の間で協議 頂き、最終的</p>

	<p>な解決策としてご親族から資金を借り受ける形で所有者が建物を解体されたものです。</p> <p>市から各ご親族に直接資金の融資を通知でお願いしたという訳ではありませんのでその点はご了承下さい。</p>
A 委員	<p>つまり、市から直接融資等を促した訳ではなく、親族間の協議で解決を出して頂いたということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p> <p>また、現所有者の相続人に対して通知を行うことについては、他自治体（政令指定都市）にも確認したところ、所有者本人での対応が難しい場合には、相続人に対応を依頼する事例もあると伺っており、当市としてもその取扱いを参考としているところです。なお、通知に当たっては、住所等の個人情報に記載しないよう配慮しております。</p>
会長	<p>管理不全空家等についても、対応が早かったと思いますが何か理由等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>指導書等の文書送付を行うとともに、所有者宅への訪問も継続して実施していたところ、在宅時に面談の機会を得ることができ、その後、売却に向けた話へとつながりました。</p>
会長	<p>やはり、地道に所有者を訪問するという活動は効果がありますか。</p>
事務局	<p>そうですね。結果をみれば、一定の成果が出ています。</p>
C 委員	<p>協力事業者への売却で解決している案件については、空家の所有者が事業者を選定し、直接連絡を取っているという理</p>

事務局	<p>解でよろしいでしょうか。</p> <p>そうです。市としては特定の事業者を斡旋する立場にはないため、協力事業者の一覧を所有者に提供し、その中から所有者ご自身に事業者を選定のうえ、直接連絡していただく形としております。</p> <p>また、その他の取組の効果としては、勧告書を内容証明郵便により送付したことが挙げられます。費用は掛かるものの、普段見慣れない形式の文書が届くことで所有者の関心を喚起し、その後、市と所有者が協議する場を持つきっかけにつながった事例もあります。</p>
C 委員	<p>いずれにしても、行政側からの働きかけをきっかけとして解決に至っている事例であるため、継続的な働きかけが重要であると考えます。</p>
A 委員	<p>成功事例についてですが、今まで特定空家等や管理不全空家等に認定した物件の内、解決できた案件はどの程度あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>特定空家等については、これまでに認定した5件のうち、5件すべてが解決しております。また、管理不全空家等については、累計で1件が解決しております。</p>
A 委員	<p>わかりました。先ほどの内容証明郵便の事例については、このような文書に反応される所有者であったことから、効果があった面があると考えられます。一方で、こうした文書をあまり気にされない方も多いため、効果はケースバイケースになる可能性があります。</p>

D 委員	解体後の写真について、解体後に残置物が残っている物件については、現状このままということでしょうか。
事務局	そうですね。所有者の資金面の都合上、解体は行って貰えたのですが、廃棄物の撤去までは出来ていません。
D 委員	わかりました。立地的に手作業での解体・搬出になることが想定される為、費用がかかる点は理解できます。
B 委員	今後、この残置物に対して市民から苦情が寄せられることも考えられますね。
委員会	そうですね。その点については、市の環境部門とも別途協議しております。
会長	再度の確認ですが、特定空家等と管理不全空家等の認定件数と解決数は何件でしょうか。
事務局	認定した物件は、累計で、特定空家の認定案件が5件、管理不全空家等は2件の計7件となっており、現時点では前回の第8回審議会にて認定した管理不全空家等1件を除き、全て解決しています。 その他、過去の審議会にて特定空家相当と判断頂いた後、認定に至る前に解体された物件もあります。
会長	わかりました。結果を見る限り、認定は効果があると見て良いということでしょうね。 特定空家の諮問についても、積極的に諮問に挙げて頂いて、早期に議論しても良いのかもしれませんが どれも指導から解体までの期間が非常に短いと感じます

会長	<p>し、成果を上げていることは非常に喜ばしい事例と思います。</p> <p>それでは、対応経過については、以上で宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>意義なし</p>
会長	<p>経過報告は非常に充実した結果でありました。</p>
会長	<p>最後に、第3次空家対策計画基本方針についてです。これは、前回少し議論して頂いた、次年度からの新しい空き家対策の計画について、どの様に進めていくのかということについて、この場で議論していただきたいということでございます。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b><u>議題(3)第3次空家等対策計画基本方針について</u></b></p> <p>～ 以降公開、資料に基づいて説明 ～</p>
会長	<p>第3次計画で重視される①予防、②市場回帰・利活用、③対応、そのうち①と②が特に重点項目として考えたいとご説明いただきました。これについてご意見はありますでしょうか。方向性の中身に関しても議論頂きたいのですが、如何でしょうか。</p>
B委員	<p>③の対応については大変時間がかかる為、何より①の予防が大事だと思います。自治会による空家調査というのは自治会にとって負担ではありますが、自治会の中で空家についての認識や情報共有できることが重要だと思います。</p> <p>例えば、いわゆる終活や相続の計画を考えるにあたり、自治会内で空家を作ってはいけないという空気が高まっている</p>

	<p>と予防に繋げやすくなります。</p> <p>自治会を中心に予防・啓発をしていくのはとても大事なことで感じています。</p>
会長	<p>市内各自治会は、今年度の自治会空家調査に関わっておられますが、自治会の意識の変化等ありましたか。</p>
E 委員	<p>中々昨今の自治会として、どれだけ取り組めるかというところ難しいと思います。</p> <p>ただ、発生予防は重要だと感じており、早い段階で解決した物件は、その後も上手くいっている。</p> <p>逆に何らかの理由で着手が遅れた物件は、手が付けられない状況になっている物件もあり、周辺の管理は自治会の負担となっており、当自治会でも市に相談させて貰っている案件があります。</p>
B 委員	<p>自治会空家調査については、例えば今回の調査のように、初回の調査は手間がかかります。しかし、これを毎年継続して実施することで、前回の結果を共有できるため、以降は新たに増えた空家のみを追加調査すればよく、2回目以降の労力を大幅に軽減できます。逆に、何年か調査が途切れると、再度一から調査を行う必要が生じます。毎年の調査を継続することで、地域住民の方々が空家の発生状況について情報を共有しやすくなり、地域全体の空家に対する意識も徐々に高まっていくと考えられます。</p>
事務局	<p>当市においても、今後の自治会空家調査については、自治会に過度な負担をかけない方法を検討しているところです。</p>
E 委員	<p>空家の発生については、自治会でも将来的に空き家となる</p>

<p>会長</p>	<p>可能性のある物件をある程度把握しています。例えば、独居の高齢者や老夫婦のみが居住している住宅などが該当します。</p> <p>居住者にお話を伺うと、将来的に子どもが相続する意向がない家も存在することが分かります。</p> <p>新興住宅地はともかく、昔ながらの伝統的な集落では、親族の居住状況や、なぜ空家になったのかといった情報を自治会でも把握できる場合が多く、そのような情報は非常に重要だと考えられます。</p> <p>こうした情報を行政に共有する役割を自治会が担うことは意義深く、空家調査の際にこうした情報を提供していただくことは、調査の精度向上や適切な対応策の検討において大変重要であると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の自治会空家調査においても、補足情報を提供して下さった自治会があり、我々としても大変参考になります。</p>
<p>会長</p>	<p>情報源として自治会は非常に有効であると考えます。</p> <p>日常の付き合いや地域内でのやり取りから蓄積された情報を活用することは、空家対策において十分に意義があり、活用してよい仕組みだと思えますね。</p>
<p>E 委員</p>	<p>自治会の負担については、確かに今回の自治会空家調査でも一定の負担があったと認識しています。加えて、自治会自体も高齢化が進んでおり、今後負担軽減を図ろうとしている状況の中で、役割をさらに増やすと、それを担えない自治会も出てくるのではないかという懸念があります。</p>
<p>A 委員</p>	<p>情報提供についても、個人に関する情報を市が取得するこ</p>

	<p>とになるため、慎重な取り扱いが求められます。内々で聞くだけであれば問題は少ないものの、市が公式に取得・記録するには課題があります。</p> <p>現状、個人情報の取得や管理については非常に細かく規制されており、情報の入手経路が問題となりますし、相続に関わる内容などは、プライバシーに深く関わるため、自治会においては暗黙の了解であるといった情報を明確に記録することは難しいと言わざるを得ません。</p>
事務局	<p>今回の調査にあたっては、自治会から提供いただいた情報を、自治会の同意なく他者に伝えることは一切ありません。また、自治会から状況提供をいただいた事実自体も伏せた上で対応する旨を、あらかじめお伝えしています。</p>
会長	<p>やはり、空家問題を出口で対応することは非常に大変であるため、早い段階での入口での予防・抑制が重要だと考えます。</p> <p>「入口を押さえる」という視点は非常に重要であり、忙しい中でも可能な範囲で取り組めることがあれば進めていくことが望ましいと思います。</p> <p>また、自治会も農村部の自治会から町中の自治会までさまざまであり、それぞれの状況に応じて対応できる仕組みを一度整備しておくことが有効だと思います。空家の問題は最終的に自治会に影響が及ぶ側面もあるため、自治会との連携や体制づくりは重要であると考えられます。</p>
F 委員	<p>空家問題の対処についてですが、入口段階で早期に対処できれば、改装による活用が可能となり、新築よりも費用を抑えることができます。</p> <p>活用可能な空家は多数存在するため、その情報を把握できれば利活用につなげることが可能だと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>例えば、固定資産税の減免が受けられれば、施設として活用したいという意向を持つ方も多く、子ども食堂などへの改装の引き合いもあると考えられます。</p> <p>状態が良好なうちに対処すれば費用も抑えられ、活用の幅を広げることが可能ですが、特定空家等のように劣化が進んだ状況になると、このような対応は困難になります。</p> <p>そういう意味でも、空家問題の入口での予防と利活用は、セットで考えることが望ましいと思います。重要なのは、空家をどのように利活用できるかというニーズをいかに把握するかという点です。</p> <p>そのため、個人のネットワークや地域のつながりなどからニーズを発掘する仕組みをどう構築するかが、一つの大きなポイントになると考えられます。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初に、地域おこし協力隊の企画を市長に提案した際、市長は、地域おこし協力隊自身が空家の利活用を担うのではなくて、利活用してくれる方を呼び込む役割を期待していると仰っていました。</p> <p>今後はそういった活動を隊員との連携を密にして動いていきたいと考えています。</p>
<p>B 委員</p>	<p>近江八幡市は比較的規模の大きい住宅が多いため、先ほど例として挙げた子ども食堂のような施設や、住宅付きの店舗など、空家の活用の幅は都市部よりも広く、さまざまな可能性があると考えられます。</p>
<p>会長</p>	<p>空家を欲しがっている人を見つけてくるニーズの掘り起こし等は不動産業界では何かされているのでしょうか。</p>

C 委員	<p>ニーズを探すにも、まず何らかの情報が出てこないと見つけることは難しいです。過去の関連事例では、子どもが相続を希望しない築 50 年の大きな物件を買い手探ししていた際、長期間日本に在住している外国人の方から購入希望のニーズがありました。</p> <p>このケースでは、外国人の方々の中で個人間のつながりが深く、情報が伝わりやすいという特徴があり、こうしたネットワークを通じて潜在的なニーズが浮上した例と言えます。地域内外の多様なネットワークを活用することが、空家の利活用ニーズを掘り起こす上で重要だと考えられます。</p> <p>市で行っている空家発生予防活動について確認したいが、所謂エンディングノート等の配布は行われているでしょうか。</p>
事務局	<p>ホームページ上での情報掲載や、情報誌等での案内は行っているものの、自治体として積極的に配布はしておらず、興味を持たれた方が自ら入手する形で提供している状況です。</p>
C 委員	<p>そういったものを、こちらから空家所有者向けに配布するのも良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>前回も議論になった話だが、関連する事業者への支援が最終的に空家問題の解決に繋がる事例がありました。</p> <p>例えば、現在個別に動いている事業者を組織化することはできないでしょうか。</p>
C 委員	<p>近江八幡市の場合、既に商工会議所に不動産部会が設置されており、市とも連携を取っている事例があります。こうした物件の売却に関する情報についても、可能であれば市に提供してほしい旨を伝えている状況です。</p>

<p>会長</p>	<p>そのあたりの整備はどの様な状況でしょう。</p> <p>組織化されているという訳ではない状況ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状としては、近江八幡市の空き家情報バンクの要項規則に従って、現在近江八幡市商工会議所および安土商工会と協定を結んでいます。</p> <p>それに加え、当市で空家対策に関する協力事業者を募っており、希望業者にご登録頂く形で対応しております。</p>
<p>会長</p>	<p>協力事業者へ連絡する際は、空家所有者がそれらの事業者を任意に選んで連絡するという理解で宜しいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p> <p>空家所有者が事業者を選定する場合、市として特定の業者を斡旋する立場にはないため、地域おこし協力隊に協力いただき、伴走型での対応を行っております。現在も、複数の案件についてこの方法で対応中です。</p>
<p>会長</p>	<p>空家対策には不動産業の他、建築業者や司法書士等様々な業種が必要になると思う、そういったものが一つの組織になれば解決できることも増えると思うが、そういった組織は現状無いのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状はありません。ただ、隣の東近江市では、空家等管理活用支援法人という形で、そういった組織化がされており、連携を密にされた上で対応されているので、そういった事例に関して、今後参考にしていきたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>例として、山形県には「ランド・バンク」という NPO 組織</p>

D 委員	<p>があり、さまざまな業種の専門家が所属し、最終的には地域の街づくりを担っています。このように、専門家や関係事業者が連携する組織を構築できれば、空家対策や利活用の可能性はさらに広がると考えられます。</p> <p>私は現在、東近江市の空家バンクの委員も務めており、こちらでは各士業の方々が委員会に参加し、空家に関する相談があった場合にも対応しています。物件対応についても、関係団体と協定を結び、責任をもって対応しています。</p> <p>近江八幡市においても、空家情報バンクと各関係団体との会議を一度調整させていただき、連携体制の構築を検討できればと考えております。</p>
B 委員	<p>現在、若い世代の建築士や不動産事業者の方々は、従来の職能にとどまらず、異業種にも関わるようになってきており、それぞれのネットワークが広がってきています。こうした活動を行っている方々を、市が支援することも、今後ますます必要になってくると考えられます。</p>
会長	<p>そういった連携も面白いと思いますね。地元に残って、あるいは他の地域から来て、建築業をしている若い方は多いでしょうか。</p>
D 委員	<p>そういった情報は当方では把握できていません。ただ、最近試験に合格してもそれに見合う報酬が無い等の理由から、地方で建築士として活動していただける方が少なくなっています。</p> <p>地元への愛着から残っているのは主に年上の世代であり、若い世代に建築士としての仕事や空家対策への関心を持ってもらうための施策を、何らかの形で進めていく必要があると</p>

B 委員	<p>考えます。</p> <p>私が現在まちづくりに携わっている地区では、自治会の下にさまざまな業種の方が集まり、地域活動を行っています。空き家対策についても動き始めており、最近では地元の要望に応じた活動もを行っています。</p> <p>こうした方々がいると、空家問題以外の地域課題にも対応できるため非常に有効だと思います。意外と人材は地域内に存在しており、役員に限らず、普段自治会活動に参加していない方にも参画していただく仕組みを作ることが望ましいと考えます。</p>
E 委員	<p>地方の自治会と都市部の自治会では規模に差があることもあり、当自治会では住民の業種に偏りがある上、若い世代は他の地域に移動しているという現実もあります。そのため、多くの地域で人手が不足している状況にあります。</p>
会長	<p>次に、計画内の KPI (重要業績評価指標) の考え方について、導入しようという意図は何でしょうか。</p>
事務局	<p>計画の振り返りや効果検証を行うためには、事業ごとの目標値を設定する必要があります。過去の計画ではこうした目標が設定されていませんでしたが、第三次計画を策定するにあたり、目標を設けることで、進捗や成果を評価するための指標として活用したいと考えています。</p>
会長	<p>誰の為の目標でしょうか。</p>
事務局	<p>当然、我々にも議員の皆様が目があり、現在開催中の議会でも空家に関する質問が出ています。そのため、議会に対し</p>

	<p>でも空家対策への関心を向けていただいている状況です。こうした場面で、指標を用いて計画の進捗や成果を説明する必要があるため、計画に基づいて取り組んでいることを市民に示すための指標として設定しています。</p>
<p>会長</p>	<p>指標としてどのようなものが適しているかについては、他に良い案があればご提示いただければと思います。ただし、本日は審議時間がありませんので、この点は次回以降の課題とさせていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議会終了後も随時ご連絡を受け付けておりますので、ご意見等がありましたら、何らかの形でご連絡いただけますと大変助かります。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、以上で本日の議題はすべて終了とさせていただきます。</p> <p>進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長、進行をありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p> <p>次回の審議会ですが、令和8年度上半期の6月以降を予定しております。開催の1か月前を目安に、正式にご案内申し上げますので、ご都合をお繰り合わせくださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、冒頭でお伝えしました通り、資料1から資料3については、特定の個人を識別する情報が含むため、この場で回収させていただきます。その他の資料につきましては、ファ</p>

	<p>イルごとお持ち帰りいただいて差し支えございません。</p>
--	----------------------------------

以上で、第9回空家対策等審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。